

第3章 対策の基本項目

日野市行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)情報収集(2)情報提供・共有、(3)市民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)市民生活及び経済活動の安定の確保、の7つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 情報収集

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、都は患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握する。国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

なお、市では、国、都と連携し、都内のサーベイランス体制構築等に協力し、南多摩保健所や市立学校から情報収集を行いながら、都への協力体制を強化していく。

2 情報提供・共有

情報の提供及び情報共有は、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。市は、新型インフルエンザ等に関する情報を、市民及び関係機関等へ各発生段階に応じて適切に提供する。また、わかりやすい情報提供に努め、市民及び関係機関等が十分な情報を基に、適切な判断・行動がとれるように促す。

(1) 情報提供手段の確保及び情報集約体制の整備

情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、高齢者、障害者、外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、受手に応じた情報提供のため、市の広報やちらし、ホームページなど多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

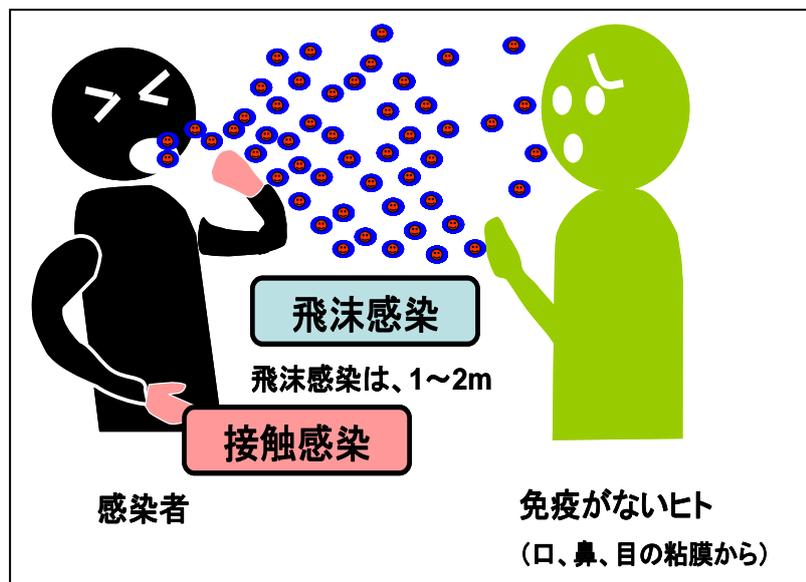
また、情報提供に当たっては、市民に対し提供内容を集約して一元的に発信する体制を構築する。そのため、市は適時適切な情報の共有化を進めるとともに、情報提供の中心となって調整を図る。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じて情報の受け手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。また、関係機関や管内施設に対しては、あらかじめ連絡体制や連絡方法を定め、事前に訓練を実施しておく。

(2) 平常時における情報提供

未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図り、市民一人ひとりが感染予防策を理解し習慣化されるよう、情報提供や健康教育を実施する。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（＊１）」と「接触感染（＊２）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



（＊１）飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

（＊２）接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

(3) 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、国内、都内、市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法について、市民に対しできる限り迅速に情報提供する。

また、発生時の情報提供に際しては、感染者への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。

(4) 報道発表

広く迅速に情報提供を図るためには、報道機関の協力が不可欠である。そのため、新型インフルエンザ等の発生期には、各部署における情報を新型インフルエンザ対策本部においてとりまとめ、情報を集約し一元的な管理を行う。

なお、公表する情報については、国や都に準ずるが、日野市個人情報保護条例に基づく個人情報保護の観点から、個人が特定されないよう配慮する。

(5) 庁内における情報共有

住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う市は、市民の不安を少しでも軽減し、市民の協力を得て感染症拡大防止をコント

ロールするとともに、限られた医療資源を有効に活用するため、正確な情報を迅速かつ遺漏なく提供する必要がある。都や国から提供される情報は、複数のルートで平常時と同様、各部門に行われるため、どのような情報が通知されているかについて、庁内で情報共有を図る必要がある。このため、新型インフルエンザ等発生時に各部課が、通知された文書や市民に発出すべき文書を情報共有できるような環境を整備する。さらに庁内での会議により情報共有を行う。

(6) 医療機関等との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施においては、特に医療機関等との連携が重要であるため、平常時から情報の共有化を図り、訓練等を実施する必要がある。

そのため都との連携や市内医療機関等との協議を通じ、発生時における対応について連携体制の構築を進めるとともに、連絡窓口担当者リストやメーリングリスト等を活用した緊急時情報連絡体制を整備する。

(7) 関係機関等との情報共有

指定(地方)公共機関等の関係機関とは、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって相互に連携協力する必要があることから、平常時から情報の共有化を図り、発生時に緊密な連携がとれる準備を進める。

3 市民相談

新型インフルエンザ等の発生による、市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、国等から得られる最新の情報、感染予防策や医療機関への受診方法など各種相談に応じられるよう以下の相談体制を整える。

(1) 新型インフルエンザ等の情報提供・各種相談体制

新型インフルエンザ等が発生した場合には、都と連動し、市においても一般的な問い合わせに対応し、適切に情報提供を行い、必要に応じ都の設置する「新型インフルエンザ相談センター」等関係機関に取り次ぐなど、分かりやすく迅速な情報提供を行い、市民の不安解消・適切な感染予防策を促す役割を果たす。

(2) その他の相談

国内発生早期又は都内発生早期から都内感染期にかけては、問い合わせが集中するため、国等から配布される新型インフルエンザ等に関する質疑応答集などを活用し、健康福祉部、市の各部においても、一般的な問い合わせに対応する。また、都や国の各部門から提供された情報に伴う所管施設等からの相談については、各部が主体となり適切に対応していく。

特に、国が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合には、特措法に基づき、都知事による外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限など要請・指示される場合がある。この場合、市における施設の閉鎖や各種のイベント等の休止・

中止もなされることがあるため、これらへの問い合わせと同時に、新型インフルエンザ等に関する一般的な問い合わせにも対応できるよう体制を整備する。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで医療提供体制の整備に要する時間を確保し、患者数の急激な上昇を抑え、既存の医療資源、医療体制への負担を最小限に留めることを目的とする。

(1) 個人における感染拡大防止策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策の注意喚起や予防接種での感染予防策を発生段階毎に行う。

さらに、海外発生期から都内発生早期と、都内感染期では、発症した場合の対応が異なることを以下のように周知する。

都内発生早期までの段階で、感染した疑いがある者は、万が一新型インフルエンザ等に感染した場合、待合室等で他者に感染させてしまうおそれがあるので、まず、南多摩保健所に設置される新型インフルエンザ相談センターに電話等で問い合わせ、その指示に従って指定された医療機関で受診する。

都内発生早期の段階において、患者が発生した場合には、南多摩保健所は当該患者に速やかに感染症指定医療機関において、適切な医療を提供する。

都内感染期の段階では、原則として一般の医療機関で新型インフルエンザ等の診療を行うこととなる。医療機関を受診するときは、マスクを着用又は咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないように配慮する。

(2) 学校等における感染拡大防止策

ア 学校

学校については、児童や生徒に集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱やせき、全身倦怠感などの症状があれば、登校しないなどについて、注意喚起することが重要である。

都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒については、接触者の健康管理に努めるとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大

防止策を講じる。

これらの対応は、基本的対処方針や都からの要請に基づき実施する

イ 学童クラブ

学童クラブについては、児童の集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱やせき、全身倦怠感などの症状があれば、通所しないなどについて、注意喚起することが重要である。

都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等の疑われる児童については、接触者の健康管理に努めるとともに、医師との連携により、児童へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童の健康観察、必要に応じて臨時休所などの措置を講じる。

同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での有無にかかわらず、必要に応じて、行事の自粛及び臨時休所を行うなどの感染拡大防止策を講じる。これらの対応は、基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施する。

ウ 幼稚園・保育施設等

幼稚園及び保育施設等については、園児の集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、登園しないなどについて、注意喚起することが重要である。都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等の疑われる園児については、接触者の健康管理に努めるとともに、市や園医との連携により、園児へのマスクの着用、咳エチケット、手洗い、構内の消毒等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、園児の健康観察、必要に応じて臨時休園などの措置を講じる。

同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じて、行事の自粛及び臨時休園を行うなどの感染拡大防止策を講じる。これらの対応は、基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施する。

エ 高齢者・障害者等の社会福祉施設

市は、高齢者・障害者等の社会福祉施設についても、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を、基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施する。

これらについては、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

5 予防接種

新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするため、特措法に基づき、市が実施する予防接種には、特定接種と住民接種の2種類がある。これら予防接種は、ワクチンを接種することにより、個人の発症や重症化を防ぐことであり、接種を通じて受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることで、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的とする。

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条の規定に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることになる。

特定接種における、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更にその際の社会状況等を総合的に判断し、基本的対処方針で示される。

なお、市が実施主体となる場合は、予防接種法第6条第1項の規定を根拠とし、市職員を対象として実施する。

(2)-1 特定接種の対象者

特措法の規定により、特定接種の対象者を以下①から③に示す。なお、特定接種の対象者のうち、③については、市が実施主体となり特定接種を行う。

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

- ② 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員

(2) - 2 特定接種の方法

特定接種は、原則として集団的接種で行う。

(3) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第 46 条に基づき予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

市の実情に応じた予防接種（集団的接種又は個別的接種）を行う。

住民接種に際し、その在り方については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し基本的対処方針で示される。

なお、国及び都は、緊急事態宣言時における住民接種を行うために必要と認める場合には、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示を行う。

また、南多摩保健所、多摩市、稲城市と十分な情報交換及び連携を図り、接種を進める。

(参考4 予防接種法第6条第1項と予防接種法第6条第3項の違い)

公的関与の度合い

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">高</div> <div style="text-align: center;">↑↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">低</div>		努力義務	勸奨	接種費用の自己負担	健康被害の救済措置
	臨時接種	○	○ <small>(接種を受けるよう勧める)</small>	なし	予防接種法による救済
	新臨時接種	×	○ <small>(接種を受けるよう勧める)</small>	あり 経済的困窮者を除き実費徴収可能	予防接種法による救済

(参考5 住民接種の接種順位に関する基本的な考え方)

- ①パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民の供給までには一定の期間を要するため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。
- ②特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。
- ③特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- ④住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。
- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - i 基礎疾患を有する者
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による症状を踏まえ、発生時に基準を示す。
 - ii 妊婦
 - b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
 - c 成人・若年者
 - d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）
- ⑤接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- ⑥なお、この他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。
- ⑦ワクチン接種の順位等を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において、決定する。なお、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め学識経験者の出席を求める。

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン「V 予防接種に関するガイドライン」
 （新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）